

工事番号：26-36270-0062
工 事 名：ため池整備 0801 工事
地 区 名：道山池地区

特 記 仕 様 書

(当初)

1 仕様書

本工事は、下記の共通仕様書によるほか、この特記仕様書により施工するものとする。

- (1) 福島県農林水産部『共通仕様書〔農林水産土木工事編〕（令和8年4月1日改正）』
- (2) 福島県土木部『共通仕様書 土木工事編Ⅰ（令和8年6月1日版）』
- (3) 福島県土木部『共通仕様書 土木工事編Ⅱ（令和7年10月1日版）』
- (4) 福島県土木部『共通仕様書 土木工事編Ⅲ（令和7年10月1日版）』

2 図面

別添「設計図面」のとおり

3 参考図書

下記の図書は、参考図書とする。

- (1) 金額抜き設計書（工事副本用設計書）
- (2) 参考図面

4 協議書面

設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする。

5 その他

第2章～第5章に記載した内容について、HP 参照とあるものについては、具体的内容を福島県農林技術課ホームページに掲載しているので、必ず確認すること。

※福島県ホームページ＞組織でさがす＞農林技術課＞特記仕様書関係

福島県いわき農林事務所

第1章 工事内容

1 位 置

福島県いわき市勿来町窪田道山地内

2 工事概要

ため池改修工 一式

第2章 東日本大震災の復旧・復興工事に関する条件

別紙「特記仕様書（施工条件等）」のうち、該当する項目は☑としている。

第3章 複数の地区等を一括して発注する工事及び同一地区内で施工箇所が点在する工事

別紙「特記仕様書（施工条件等）」のうち、該当する項目は☑としている。

第4章 建設業の働き方改革及び職場環境改善に関する条件

別紙「特記仕様書（施工条件等）」のうち、該当する項目は☑としている。

第5章 積算及び施工に関する条件

別紙「特記仕様書（施工条件等）」のうち、該当する項目は☑としている。

第6章 総 則

1 施工に影響のある事項に関すること

本工事は、下記の条件により行うこと。なお、現場条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議すること。

項目	施工条件等	備考
工事地内の電柱等の移設	移転数：電力柱1本、NTT柱1本 移設時期：令和8年10月中旬までに移設完了見込み 施工条件：堤体工及び洪水吐工は移設完了後に着手すること	
施工時期	時期：通年 施工条件：かんがい期(4月～9月)においては仮締切工で営農用水を貯水しながら施工すること	

2 工事用地に関すること

本工事のための工事用地は、下記のとおりとする。

用途	場所・範囲等	備考
作業ヤード	勿来町窪田道山113	福島県で借地

3 中間検査に関すること

本工事の中間工程で行う検査は、下記のとおりとする。

検査項目	検査時期	備考
堤体土工	堤体盛り立て施工中	
取水塔形式洪水吐工（底樋）	底樋完成後	

4 監督員確認に関する事

監督員による段階確認は共通仕様書によるもののほか、必要に応じ適宜実施する。

5 工事の履行報告に関する事

工事着工後、履行状況を毎月 25 日までに監督員に提出すること。

6 建設副産物に関する事

現場内で発生した建設副産物は、下記により処理すること。なお、処理施設は指定するものではない。

建設副産物名	処理方法	積算上の処理施設(※)
コンクリート殻 (有筋)	(再資源化・中間・最終)施設へ 搬入	(株)大三興業小名浜事業所
廃プラスチック類	(再資源化・中間・最終)施設へ 搬入	常光サービス(株)

※ 処理施設については積算上の条件明示であり、施設を指定するものではない。なお、発注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

7 建設発生土に関する事

建設発生土の処理は、下記により現場外へ搬出するものとする。

受注後、搬出場所や受け入れ費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。協議時には、変更する搬出先が都市計画法（開発許可）、森林法（林地開発）、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法（改正宅地造成等規制法）などの諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。

残土受入地に処理する場合は、残土処理後の最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。

搬出場所	運搬距離	その他
(残土受入地) いわき市遠野町上根本	約19 k m	

8 仮設工法に関する事

本工事の仮設工は任意仮設とする。

9 工事名標示板に関する事

本工事は、県産木材を利用した工事名標示板を 2 基設置すること。

10 その他

- (1) 施工に際し、既設構造物、既存の道路に損害を与えないよう充分注意すること。損害を与えた場合は、受注者の責任で補修すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、または工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

- (3) 受注者は、工事施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、東日本大震災による被災者及び避難者や近年発生した台風及び豪雨被害の被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の調査が行われる場合、受注者はこれに協力すること。

ア 工事着手時点における雇用見込み人数

イ 月ごとの雇用実績人数

第7章 材 料

1 一般資材

本工事で使用する材料は、設計図面に示すもののほか、下記による。

種別・材料名	記号・品種・規格等	備考
生コンクリート	21-12-25-55%BB	取水塔、止水壁、合流桝
〃	18-8-40-60%BB	基礎・均しコンクリート

2 再生材

本工事で使用する砕石は、原則として再生材を使用すること。

3 購入土

- (1) 受注者は、工事で購入土を使用する場合は、書面等により法令に定める許可・届出等について監督員の確認を受けなければならない。
- (2) 刃金土及び土羽土、さや土は購入土とする。その条件は下記のとおりとし、品質証明資料を監督員に提出して承認を得ること。

なお、本工事で使用する刃金土及び土羽土は下記の土取場から採取することを想定している。

材料名	規格等	使用箇所	備考
刃金土 土羽土	粘着力(c) 11kN/m ² 程度 内部摩擦角(φ) 33° 程度 透水係数(k) 4.3×10^{-6} cm/s 以下	堤体 (遮水性ゾーン)	土取場 いわき市瀬戸町横道27-2 瀬戸砕石株式会社
さや土	粘着力(c) 3kN/m ² 程度 内部摩擦角(φ) 35° 程度 透水係数(k) 5.0×10^{-4} cm/s 程度	堤体 (半透水性ゾーン)	
裏込め材 (砂)	土地改良事業設計指針「ため池整備」(平成27年5月版) P60による	法先ドレーン(フィルタ材)	

第8章 設計変更

1 以下の項目は、設計変更の対象とする。

- (1) 任意仮設において、当初明示した条件に変更がある場合

- (2) 再生材の入手が困難である場合
再生材販売所の証明等を添付して監督員に協議を行うこと。協議により入手困難が確認された場合は、新材に設計変更を行う。
- (3) 土取場及び土捨場の指定場所に変更が生じた場合
監督員と協議の上、設計変更を行う。また、設計条件を満足する土質か否かを判断する試験についても設計変更を行う。
- (4) 監督員が施工中に土質試験を指示する場合
発注者側で本来実施し、条件として指示する試験(例えば土取り場の室内試験や、設計変更の基礎資料とする試験)は、設計変更を行う。
注) 共通仮設費率に含まれている試験は除く
- (5) 現場条件等により施工方法に変更がある場合は条件に応じ設計変更を行う。
- (6) 工期に変更が生じる場合、契約変更を行う。

2 以下の項目は、設計変更の対象としない。

- (1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- (2) 発注者と「協議」しているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- (3) 承諾で施工した場合
- (4) 工事請負契約約款・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合
- (5) 正式な書面によらない事項の場合

3 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- (1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- (2) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- (3) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第9章 施 工

1 堤体土工

- (1) 堤体掘削の際は掘削面の崩壊等により、事故が起きないように地山の掘削作業主任者が作業前に点検し、記録を行い、安全確認した後に施工すること。法面の崩落の恐れが認められる場合は速やかに監督員と協議すること。
- (2) 掘削は、図面に従い必要な幅で掘下げる。過掘になった場合には刃金土と同等の土で埋戻し、沈下が生じないように十分に転圧を行うこと。
- (3) 堤体盛土の一層の仕上り厚さは、 $T=20\text{cm}$ 以下で施工すること。
- (4) 余盛の材料は、雨水による浸食が生じ難い材料とすること。
- (5) ため池天端の出来高管理は余盛り堤頂部とし、中央及び両肩の3点の管理を行うこと。

- (6) 採取土の利用計画を施工計画書に記載すること。
- (7) 以下に示す堤体工に係る品質管理試験、着手前の材料確認試験は共通仮設費率に含まれている。

なお、堤体盛土材料が変化した場合等の追加材料試験や品質管理基準の試験回数を超える試験費用については、設計変更を行う。

試験項目	盛土の 品質管理	材料の 品質管理	試験回数等
土の締固め試験		○	着手前1回
土粒子の密度試験		○	着手前1回
土の含水比試験	○	○	着手前1回
現場密度試験	○		品質管理基準による
土の粒度試験		○	着手前1回

- (8) 施工中の品質管理に必要な試験は、共通仕様書（農林水産土木工事編）に基づき行うこと。
- (9) 堤体盛土材料は指定した土取場から採取し、盛土材料が変化した場合は材料試験を実施し、監督員と協議すること。

2 取水塔形式洪水吐工

- (1) 基礎部については、平板載荷試験により地盤の支持力を確認の上、施工すること。なお、必要な支持力が得られないと想定される場合は、基礎処理の方法について事前に監督員と協議すること。
- (2) 平板載荷試験の試験箇所及び回数は監督員と協議の上、行うこと。
- (3) 岩着面及び構造物と接する面については、刃金土を水に溶かしたものを塗布するか、コンタクトクレイ（泥団子）を打付けること。

第10章 施工管理基準

1 工事数量

図面等に表示された数量、規格及び施工方法のうち、下記の事項については、受注者の施工手段を拘束するものではない。

- (1) 出来形を求めない土工数量（土砂等の掘削量、埋戻し量、締固め土量、および運搬量等）
- (2) 工事に使用する施工機械の規格（別に定めのある場合を除く）
- (3) 任意仮設に関する数量

2 出来高基準

出来高管理については「共通仕様書（農林水産土木工事編）」によるものとするが、これにより難しい場合は監督員と協議すること。

3 品質管理

品質管理については「共通仕様書（農林水産土木工事編）」によるものとするが、これにより難しい場合は監督員と協議すること。

特記仕様書（施工条件等）

第2章 東日本大震災の復旧・復興工事に関する条件

項目	条件		内容	備考												
1 労働者確保に関する積算方法の試行工事	☒ あり	☐ なし	本工事は、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」の対象工事である。 <table border="1"> <tr> <td>・ 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合</td><td>4.10%</td></tr> <tr> <td>・ 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合</td><td>0.92%</td></tr> </table>	・ 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合	4.10%	・ 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合	0.92%	HP参照								
・ 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合	4.10%															
・ 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合	0.92%															
2 労働者宿舎を設置・撤去する場合の設計変更	☐ あり	☒ なし	本工事は、「労働者宿舎を設置・撤去する場合の設計変更」の対象工事である。	HP参照												
3 遠隔地等から建設材を調達する場合の設計変更	☒ あり	☐ なし	本工事は、「遠隔地等から建設資材を調達する場合の設計変更」の対象工事である。 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td><td>18-8-40-60%BB、21-12-25(20)-55%BB</td><td>U(いわき1)、V(いわき2)</td></tr> <tr> <td>コンクリート用骨材</td><td>25～5mm</td><td>U(いわき1)、V(いわき2)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	資材名	規格	調達地域等	生コンクリート	18-8-40-60%BB、21-12-25(20)-55%BB	U(いわき1)、V(いわき2)	コンクリート用骨材	25～5mm	U(いわき1)、V(いわき2)				HP参照
資材名	規格	調達地域等														
生コンクリート	18-8-40-60%BB、21-12-25(20)-55%BB	U(いわき1)、V(いわき2)														
コンクリート用骨材	25～5mm	U(いわき1)、V(いわき2)														
4 避難指示区域内における工事に従事する労働者の放射線障害防止措置	☐ あり	☒ なし	本工事は、「避難指示区域内における工事に従事する労働者の放射線障害防止措置」の対象工事である。	HP参照												
5 汚染状況重点調査地域における工事に従事する労働者の放射線障害防止措置	☐ あり	☒ なし	1. 本工事は、「汚染状況重点調査地域における工事に従事する労働者の放射線障害防止措置」の対象工事である。 2. 本設計書においては、下記の項目について共通仮設費の安全費及び一括計上価格に積上計上している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (当該工事現場の放射線量環境の事前調査結果について) <table border="1"> <thead> <tr> <th>計測日</th><th>工事現場等の放射線量環境について</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	計上項目	数量							計測日	工事現場等の放射線量環境について			HP参照
計上項目	数量															
計測日	工事現場等の放射線量環境について															
6 避難指示区域内における特殊勤務手当等	☐ あり	☒ なし	本工事は、避難指示区域内における特殊勤務手当等により労務費の割増を行う工事である。	HP参照												

第3章 複数の地区等を一括して発注する工事 及び同一地区内で施工箇所が点在する工事

項目	条件		内容	備考
1 複数の地区等を一括して発注する工事	☐ あり	☒ なし	本工事は、施工箇所が複数にわたる工事であり、対象地区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する合冊工事である。 なお、本工事は、工種区分〇〇として費用を算出している。	HP参照
地区名等	施工箇所		工事概要	監督員 職・氏名
2 同一地区内で施工箇所が点在する工事	☐ あり	☒ なし	本工事は、「同一地区内で施工箇所が点在する工事」であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態の乖離が想定されるため対象工区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する工事である。 なお、本工事は、工種区分〇〇として費用を算出している。	HP参照
工区名	施工箇所		工事概要	
3 同一地区内で施工箇所が点在する工事と単独工事の合冊工事の場合	☐ あり	☒ なし	本工事は、「同一地区内で施工箇所が点在する工事」と単独工事の合冊工事である。 また、〇〇地区は「同一地区内で施工箇所が点在する工事」である。 なお、本工事は、工種区分〇〇として費用を算出している。	HP参照
地区名等	工区名	施工箇所	工事概要	監督員 職・氏名

第4章 建設業の働き方改革及び職場環境改善に関する条件

項目	条件		内容	備考
1 情報共有システム及び遠隔臨場に関すること	全ての工事が対象		本工事は、情報共有システム及び遠隔臨場活用の対象工事である。 遠隔臨場は「農林水産部における工事現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づくこと。 実施できない特段の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行ったうえで実施の可否を決定する。	HP参照
2 ICT活用工事	☒ あり	☐ なし	1. 本工事は、「福島県農林水産部ICT活用工事試行要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事」の対象工事である。 2. 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。 3. 本工事の発注方式は (<u>受注者希望型・発注者指定型</u>) である。	HP参照
3 建設キャリアアップシステム活用工事	☒ あり	☐ なし	1. 本工事は「福島県農林水産部発注工事における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。 2. 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。 3. 本工事の発注方式は (<u>受注者希望型・発注者指定型</u>) である。	HP参照
4 週休2日確保工事	☒ あり	☐ なし	1. 本工事は、『農林水産部発注工事における週休2日確保モデル工事』試行要領』の対象工事である。 2. 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。 3. 本工事の発注方式は (<u>受注者希望型・発注者指定型</u>) である。	HP参照
5 受注者が施工時期を選択できる工事(フレックス工事)	☐ あり	☒ なし	本工事は、施工時期を選択できるフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工期の始期及び終期を任意に設定できる工事である。	HP参照
6 建設資材や労働者等の準備期間を設定できる工事(準備期間確保工事)	☐ あり	☒ なし	本工事は、準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間内に着工日を任意に設定できる工事である。	HP参照
7 快適トイレの設置に関すること	☒ あり	☐ なし	本工事は、快適トイレ設置の対象工事であり、当初より費用を計上している。	HP参照
8 現場環境改善費に関すること	☒ あり	☐ なし	本工事は、工事現場における周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を図るなどの現場環境の改善に取り組む工事である。	HP参照

第5章 積算及び施工に関する条件

項目	条件		内容	備考				
1 「総合評価方式（標準型・簡易型）における技術提案書に記載された事項の実施状況」の確認について	☐ あり	☐ なし	総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、下記の通り施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書への記載については、「土木工事共通仕様書Ⅰ編 1－1－7 施工計画書（16）その他」に含めて記載すること。	HP参照				
			「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」 （1）技術提案1 ① 施工（実施）方法 ② 管理方法等 ③ その他必要事項 （2）技術提案2 ① 施工（実施）方法 ② 管理方法等 ③ その他必要事項 （3）技術提案3 ① 施工（実施）方法 ② 管理方法等 ③ その他必要事項					
2 熱中症対策に関する現場管理費補正試行工事	☒ あり	☐ なし	本工事は、「熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領」の対象工事である。	HP参照				
3 猛暑による作業の休止	☒ あり	☐ なし	本工事は、猛暑により作業を休止した期間を工期延伸の対象とすることができる工事である。	HP参照				
4 運搬費及び準備費の設計変更【農業農村整備事業】	☒ あり	☐ なし	本工事は、「運搬費及び準備費の設計変更」の対象工事である。 <table><tr><td>・ 共通仮設費(率分)に占める運搬費の実績変更対象経費（建設機械の運搬に要する費用）の割合</td><td>12.86%</td></tr><tr><td>・ 共通仮設費(率分)に占める準備費の実績変更対象経費（伐開・除根・除草に要する費用）の割合</td><td>3.02%</td></tr></table>	・ 共通仮設費(率分)に占める運搬費の実績変更対象経費（建設機械の運搬に要する費用）の割合	12.86%	・ 共通仮設費(率分)に占める準備費の実績変更対象経費（伐開・除根・除草に要する費用）の割合	3.02%	HP参照
・ 共通仮設費(率分)に占める運搬費の実績変更対象経費（建設機械の運搬に要する費用）の割合	12.86%							
・ 共通仮設費(率分)に占める準備費の実績変更対象経費（伐開・除根・除草に要する費用）の割合	3.02%							
5 1日未満で完了する作業の積算【農業農村整備事業】	☒ あり	☐ なし	本工事は、「1日未満で完了する作業の積算」の対象工事である。	HP参照				
6 工事中の安全確保に関すること【主に森林土木事業】	☐ あり	☐ なし	本工事は、崩壊土砂流出危険地区（土木部所管は、土石流危険渓流）内の施工であることから、受注者は「労働安全衛生規則」に基づき、施工計画書にその対策・方針等を記載すること。また、土石流に関する教育や避難訓練等を実施し、その記録を3年間保存すること。	安衛則575の9～16				

項目	条件		内容	備考
7 改良土等の六価クロム溶出試験に関すること	☐ あり	☒ なし	セメント及びセメント系固化材を使用する場合は、六価クロム溶出試験（またはタンクリーチング試験）を行い、試験結果（計量証明書）を監督員に提出すること。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント固化剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領」によること。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議することとし、設計変更の対象とする。	
六価クロム溶出試験対象工種及び検体数				
工種	工法		配合設計段階	施工後段階
			検体	検体
			検体	検体
タンクリーチング試験対象工種及び検体数				
工種	工法		配合設計段階	施工後段階
			検体	検体
			検体	検体
8 建築物又は工作物の解体に関すること	☐ あり	☒ なし	石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約約款の関係条項に基づき適切に変更するものとする。	
9 特定有害物質の調査に関すること	☐ あり	☒ なし	農用地への土壤汚染物質の流入（または拡散）の防止を図るため、下記により調査すること。 1. 分析試料は、土取場（購入土含む）及び土質の変化ごと1検体とする。 2. 分析項目は「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令」（昭和46年政令第204号第2条第2項）の規定に基づき、土壤中の特定有害物質3項目（銅、ヒ素及びカドミウム）とする。また、分析方法は、同法令を準用すること。	
10 ふくしま農山村ユニバーサルデザインの手引きに基づく基本方針	☐ あり	☒ なし	本工事では、「ユニバーサルデザイン方針表」に該当するものについて、ユニバーサルデザインに配慮した施工を行うこと。	別紙「ユニバーサルデザイン方針表」参照
11 ふくしまME（メンテナンスエキスパート）資格取得者の現場活用について	☒ あり	☐ なし	ふくしまME資格取得者を現場代理人または主任（監理）技術者として配置した場合は、施工計画書にその旨明記すること。	

項目	条件		内容	備考												
12 緑化・植栽工に係る契約内容の不適合に関する事	☐ あり	☒ なし	発注者による竣工検査後の植生状況確認を実施する。確認方法及び確認時期については、監督員と協議し決定する。													
13 自然環境への配慮に関する事	☐ あり	☒ なし	工事の施工にあたり、下記のとおり自然環境に配慮すること。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>動植物名</th><th>生育場所</th><th>対策の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>					動植物名	生育場所	対策の内容									
動植物名	生育場所	対策の内容														
14 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理	☐ あり	☒ なし	受注者は、舗装切断作業に伴い発生する排水について、適正に処理を行うこと。	HP参照												
15 建設汚泥（泥土）の処理に関する事	☐ あり	☒ なし	1. 汚泥（泥土）は、下記により改良を行い再利用すること。 2. 改良材料等の種類や添加量については、設計図書によるものとするが、受注者は各種試験を行い、改良目標が得られるような添加量を検討し、監督員と協議すること。なお、監督員の承諾が得られ、添加量が当初設計と異なる場合は、変更設計の対象とする。 3. 改良土の品質管理及び改良土を使用した施工の施工管理基準は、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議すること。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改良方法</th><th>再生利用用途</th><th>改良目標（国交省令の土質区分基準）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>					改良方法	再生利用用途	改良目標（国交省令の土質区分基準）									
改良方法	再生利用用途	改良目標（国交省令の土質区分基準）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>機種</th><th>規格</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>					工種	機種	規格									
工種	機種	規格														
16 再生資源利用計画書	☒ あり	☐ なし	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。													

項目	条件		内容			備考
17 再生資源利用促進計画書	☒ あり	☐ なし	1. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 2. 受注者は、建設発生土の搬出先について、事前に当該工事の搬出先が盛土規制法など各種法令の許可状況等を満たしているか確認し、その結果を再生資源利用促進計画の添付資料として、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (※現場掲示例は、農林技術課HP参照のこと) 3. 受注者は、建設発生土の搬出先に受領書（又は受領証明書）の交付を求め、写しを完成図書に添付しなければならない。 (※受領証明書（又は受領証明書）の記載例については、農林技術課HP参照のこと)			HP参照
18 交通安全対策に關すること	☒ あり	☐ なし	工事の施工にあたり、別添図面のとおり交通誘導警備員を配置するものとし、一般交通等に支障をおよぼさないよう十分注意して施工するものとする。なお、別添図面により難い場合は監督員と協議すること。	交通誘導警備員数	延べ人数	
				1人	7人	
19 取得補償時の立木伐採について【森林土木事業】	☐ あり	☒ なし	取得補償に係る立木伐採等については、別紙「取得補償時の立木伐採等に係る特記仕様書」によるものとする。			
20 国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて	☒ あり	☐ なし	本工事は、工事看板に国土強靱化の関連工事であることを記載する工事である。 ☒ 【農業農村整備事業】 ☐ 【森林整備保全事業】			HP参照
21 環境負荷低減への取組	☒ あり	☐ なし	1. 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。 2. 受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。 3. 受注者は、工事の実施に当たっては、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための（令和4年法律第 37 号）環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」を遵守するものとする。			